

令和7年第3回豊後高田市議会定例会会議録（第3号）

○議事日程〔第3号〕

令和7年9月17日（水曜日）午前10時0分 開会

※開議宣告

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1 番 野 崎 良
2 番 在 永 恵
3 番 於 久 弘 治
4 番 毛 利 洋 子
5 番 中 尾 勉
6 番 井ノ口 憲 治
7 番 阿 部 輝 之
8 番 土 谷 信 也
9 番 成 重 博 文
10 番 松 本 博 彰
11 番 河 野 徳 久
12 番 安 東 正 洋
13 番 北 崎 安 行
14 番 河 野 正 春
15 番 菅 健 雄
16 番 大 石 忠 昭

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 大 塚 栄 彦
総括主幹兼議事係長 水 田 健 二
総括主幹兼庶務係長 黒 田 祐 子
推 進 員 清 水 栄 二

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長 佐々木 敏 夫
副 市 長 安 田 祐 一
市参事兼総務課長 飯 沼 憲 一
市参事兼企画情報課長 丸山野 幸 政
市参事兼社会福祉課長 田 染 定 利
市参事兼子育て支援課長 水 江 和 徳
市参事兼人権啓発・部落差別解消推進課長 後 藤 史 明

市参事兼農業振興課長 川 口 達 也
市参事兼耕地林業課長兼農業地域支援室長

首 藤 賢 司
市参事兼建設課長 馬 場 政 年
財 政 課 長 伊 藤 昭 弘
地域活力創造課長 小 野 政 文
税 務 課 長 瀬 々 信 吉
市 民 課 長 田 中 良 久
保 険 年 金 課 長 佐々木 真 治
健 康 推 進 課 長 近 藤 直 樹
環 境 課 長 塩 崎 康 弘
商 工 観 光 課 長 井 上 重 信
都 市 建 築 課 長 近 藤 保 博
上 下 水 道 課 長 近 藤 毅
地域総務二課長兼水産・地域産業課長

奥 田 浩 中
会計管理者兼会計課長 山 田 英 彦
選挙管理委員会・監査委員事務局長

古 澤 英 彦
農業委員会事務局長 東 本 久
消防長 山 田 幸 茂

教育委員会

教 育 長 河 野 潔
市参事兼教育総務課長兼地域総務一課長

植 田 克 己
文 化 財 室 長 河 野 典 之
学 校 教 育 課 長 上 家 誠 夫

総務課 課長補佐兼総務法規係長

矢 野 裕 治
主幹兼秘書係長 齋 藤 恭 子

○議長（北崎安行君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、発表いたします。

委員長に1番、野崎 良君、副委員長に4番、毛利洋子君、以上のとおりであります。

○議長（北崎安行君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告表の順序により、3番、於久弘治君の発言を許します。

3番、於久弘治君。

○3番（於久弘治君） 皆さん、おはようございま

す。議席番号3番、於久弘治でございます。

9月に入ってから日中は暑い日が続き、気力、体力ともにお疲れになられている市民の皆さんも多いかと思われます。特に高齢者の皆さんには熱中症には十分に注意していただき、小まめな水分補給、適度なエアコンの使用並びに十分な睡眠を心がけていただきたいと思います。

また、今月から市内各小中学校の運動会シーズンを迎えることになります。教育委員会をはじめとする学校関係者の皆さん、外気温がまだまだ高い中ででの野外活動になるため、生徒たちの体調管理並びに適切な運動会カリキュラムのお願いを申し上げ、質問に入ります。

初めに、証明書自動交付機サービスの終了について質問いたします。

前回の6月議会で提案され、大石議員の議案質疑でも質疑されていまして、1階の玄関口に設置されていまして証明書自動交付機が10月31日をもってサービスが終了することになったことは、8月の市報でもご覧になられた方もおられるかと思えます。

6月議会の大石議員からの質疑に対し、執行部からの回答としては、自動交付機サービス終了後は、市民課の窓口での対応となる予定とお聞きしました。

市民課は、市民の生活に直結する相談窓口であり、転入・転出・住所変更等の住民票に関わる手続、出生・死亡・結婚・離婚等の戸籍に関わる手続、マイナンバー手続などを行う部署であることから、他部署よりも市民の利用頻度が高い窓口であると思えます。

自動交付機サービスが終了し、その市民サービスを維持していくために、市民課での窓口対応となる点については、取り急ぎの対策として、私自身もある程度理解はしています。ですが、働き方改革の推進による労働時間を短縮していこうとする国の方針、そして、年々増加傾向にある外国人技能実習生によるさらなる市民課窓口手続により、窓口業務が混雑し、本来すべきである市民課での市民サービスがこれまでどおり維持できるのかということに対し、私としてはとても気がかりになっています。

そのため、10月31日をもって自動交付機サービスが終了した後の11月からの証明書発行業務がどのようになるのかを具体的に知りたいと思い、質問をさせていただくことになりました。

それでは、証明書自動交付機サービス終了後の証

明書発行業務についてお聞きいたします。

○議長（北崎安行君） 市民課長、田中良久君。

○市民課長（田中良久君） 於久議員の証明書自動交付機サービスの終了についてのご質問にお答えいたします。

証明書自動交付機サービスの終了の経緯につきましては、先ほど議員がおっしゃられたとおり、令和7年10月31日をもってサービスを終了することとなりました。

証明書自動交付機サービス終了後の対応といたしましては、各庁舎窓口のほかに、令和5年度より、証明書発行業務を河内、東都甲、呉崎、田染各公民館において行っており、今後、サービス活用に向けて周知していきたいと考えております。

また、時間外の対応といたしましては、令和6年度の証明書自動交付機の発行状況を分析し、課内で検討しました結果、祝日・休みを含まない毎週月曜日の17時から19時半の間、市民課窓口において、職員2名体制で、市民課において自動交付機で交付できる証明書に準拠する形で証明書発行サービスを行っていききたいと考えております。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（北崎安行君） 3番、於久弘治君。

○3番（於久弘治君） それでは再質問いたします。

先ほどの答弁の中で、令和6年度分の自動交付機が発行した状況を分析した上で、週1回の月曜日のみ、午後5時から午後7時半の間で証明書発行サービスを行うとのことですが、自動交付機が発行した状況の分析結果についてお聞きいたします。

○議長（北崎安行君） 市民課長、田中良久君。

○市民課長（田中良久君） それでは、於久議員の再質問にお答えいたします。

令和6年度の自動交付機の分析結果につきましては、全体の84.3%が平日であること、平日の8時半から17時までの時間帯が81.4%で1日平均約9件であること、平日の17時から20時までの時間帯が16.6%で1日平均約2件であること、休日は全体の15.7%で1日平均約4件であることなどから、このデータを基に課内で検討を重ねた結果、祝日・休みを含まない毎週月曜日の17時から19時半の間、証明書発行サービスを行うこととしましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（北崎安行君） 3番、於久弘治君。

○3番（於久弘治君） 自動交付機サービス終了に伴い、週1回の月曜日のみであります、時間外で

の業務をしていただけることに対し、市民課の職員の皆さんには、私より感謝申し上げます。

窓口業務は11月から開始となりますが、今後、市民の方々から運用における要望等が発生した際には、速やかに見直しや再検討などの対応をお願いしたいと思います。

また、ある市民の方から、よその市で行っていますコンビニでの交付も便利ではないかとの意見もあります。そういった点についても、今後の検討課題の中に入れてもよいのではないかと思います。

次に、災害発生時の避難所のトイレ等の準備について質問いたします。

8月18日の大分合同新聞に、全国の市町村に避難所の準備状況に関するアンケートを行ったところ、トイレの数について49%が、政府が指針で示す基準を満たしていないとの回答があったとの記事が掲載されていました。

政府は昨年12月に、自治体向けの避難所運営指針を改定し、国際基準であるスフィア基準を取り入れ、1人当たりの最低3.5平方メートルの専用スペースと、災害発生初期段階で50人につき1基のトイレを用意するよう指導を行っています。

大分県内の18市町村のうち、避難所のトイレの数が基準に満たしていないと回答したのは本市を含む7市町村であり、本市を含む4市町は、今後基準を満たす予定だが、時期のめどは立っていないとの回答をしているようにありました。

避難所運営指針の基準で50人につき1基のトイレを準備するとなると、本市の人口で単純に試算すると、人口を大まかに2万2,000人とすれば、トイレの数は440基必要となります。

本市に限らず、トイレ440基分の財源を確保することや、どのように管理するのかなどの様々な課題があり、早急に対応することは難しいものと思われます。

私からの提案になりますが、トイレの数を基準である440基全てを一度に確保するのではなく、被災時にトイレが混雑することが見込まれる市の中心部のみを先に確保していただき、財源を調整しながら、徐々にその他地区のトイレを確保する考え方でもよいのではないのでしょうか。

さらに、防災士の講習会でも取り上げられています女性用トイレの確保もとても重要な問題であると思われます。

それでは、本市における災害発生時の避難所に必

要となるトイレ等の準備状況についてお聞きいたします。

○議長（北崎安行君） 総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君） 災害発生時の避難所のトイレについてお答えをいたします。

本市では、災害時に使用するトイレは、段ボール組立て式などの簡易トイレを61基整備しているところであります。

これは、大分県が定めている災害時備蓄物資等に関する基本方針に定められている簡易トイレの備蓄目標、これ5基でした。これを十分に上回る量でありました。しかし、令和6年12月に国の避難所運営ガイドラインが改定され、災害発生の初期段階で避難者50人につき1基のトイレを確保する必要があるという非常に高い基準が示されたことにより——ここは、ちょっと解釈のあれなんですけど、本市で想定される最大避難者は約4,030人であります。これは、まあ南海トラフを想定したものでありますが、この最大避難者数4,030人に対して用意をすればいいということでもありますので、全人口ではないということでご理解いただければと思います。その最大避難者の約4,030人に対して50人に1基ですから、81基のトイレが必要となります。うちは今現在ですね、61基ございますので、20基不足している状態、パーセントで言いますと75%は一応充足しているということになっております。ともあれ非常に高い基準が示されました。

この経緯はですね、能登半島地震での課題などを踏まえて、避難者が避難所生活において尊厳ある生活を確保するために、あと、トイレの我慢とかそういったものをして体調を壊さないように、そういったもので国の最低基準が導入されたためであります。

ただし、この新しい基準は、トイレの確保数だけであり——トイレの便座ですね、便器の確保数だけのことを言っておるのであり、1日何回もトイレに行くわけですが、処理回数の基準ではありません。

簡易トイレを使用する際、または断水の時とか流せませんので、必ず必要となるのは、処理袋、処理剤、そういった消耗品が非常に必要になってきます。これがないとトイレとしての機能を果たすことはできないんです。

トイレの確保数については、既に先ほど申し上げましたように、目標の75%の水準に既にありますので、処理袋や処理剤などの確保を優先して、現在ですね、優先して処理回数を現状の約1万回分持って

いるんですけども、県が定めるまた目標がありまして、約1万5,000回分を用意しなさいよと、準備しなさいよというふうにありますので、それを今年度予算で充足するように予算計上をしているところであります。

また、処理袋や処理剤などを確保さえしておけば、避難所内の既設のトイレが断水の時とか下水道の損傷により使用できなくなった場合でも、施設のトイレに処理袋をかぶせて使用するなどして有効活用できると考えるところであります。

また、アンケートではですね、簡易ボックストイレとか、そういった物の数を出すように書かれてたんですけど、内閣府が出したそのガイドラインを見ると、既設の施設のトイレに、その処理袋とかをかぶせて使うものもカウントしてよいというふうにありましたんで、実質それをカウントすれば、先ほどの20基は軽くクリアできるんじゃないかなというふうには思っております。ただ、処理袋が今、県基準が示されたものよりも若干少ないんで、そちらのほうを優先しているというところであります。

ただし、一応不足するというふうに――施設を除いて施設が全く使えない場合もありますんで簡易トイレやボックストイレとか、そういったものも確保できたほうがいいと思いますので、令和7年度のそういう予算要求後に国のガイドラインの改定が行われたこともあるため、次年度以降にその不足する20基もですね、整備したいなというふうに思っております。まあ、お諮りしたいなというふうに思っております。

また、トイレの数を確保することに加えまして、避難所で女性が夜間に1人の場合でも安心してトイレを使用できる環境づくりや、衛生面での安全管理を考慮した避難所運営に取り組んでいかなければならない、考えなければいけないというふうにも考えているところであります。

以上であります。

○議長（北崎安行君） 3番、於久弘治君。

○3番（於久弘治君） それでは再質問いたします。

国が示す避難所運営指針に従い準備を進めていくことも必要ではありますが、先ほど答弁にもありましたように、無理をせず、本市の実情に沿った取組から準備を進めることも大事ではなかろうかと思われます。

先ほどは、避難所のトイレの準備状況についてお聞きいたしましたが、それでは、トイレ以外の避難

所に必要となる備蓄状況はどのようになっているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（北崎安行君） 総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君） トイレ以外の備蓄物資についてであります。

国のガイドラインには、トイレ以外の備蓄物資の具体的な備蓄の指標は示されておりませんので、大分県から示されておりますガイドライン、基本方針に定められている量をクリアするように今整備しているところであります。

具体的な品目としましては、毛布や段ボールベッド、マスクや紙おむつなどですね。毛布については、令和6年度、去年、備蓄目標が避難者1人当たり従来1枚であったものが2枚ということで引き上げられたんで、令和7年度から9年度にかけて確保するように整備、今計画しているところであります。

その他の備蓄物資については、備蓄目標量を確保しております。ただ、段ボールベッドにつきましては、避難者からの要望も多いため、令和7年度にプラスで整備するように考えているところであります。

以上であります。

○議長（北崎安行君） 3番、於久弘治君。

○3番（於久弘治君） いつ、どの程度の規模の災害が発生するかは、かなり不透明な状況が続き、本市としてもどの程度までの準備をしてよいものか、とても困惑する点も多いかと思われます。災害の基本は、自分の身は自分で守ることではありますが、市としてできる限りの災害における準備はしっかりしていただくことをお願いいたします。

次に、水崎、森地区の圃場整備について質問いたします。

水崎地区の県道中津高田線の宇佐方面に向かって、ダイプロ北部販売から佛信堂との間の左側一帯並びに私の地元であります森地区の県道豊後高田安岐線の田染方面に向かって、ローソン豊後高田森店から1つ目の交差点までの右側一帯で、たくさんの大型機械が動いている様子をご覧になった市民の方も多いかと思われます。同地区とも同じ圃場の整備を行っており、農作業の効率化向上のために農地を大きく整形したり、農道を広くし大型車両の通行をスムーズにしたり、農業用の用水路と排水路を整備する事業を行っています。

事業規模によって大きく変わることと思われますが、私は仕事の関係で県道中津高田線をよく利用しているのですが、水崎地区の圃場整備は数年前より

工事が着工し、いつ完成するかとても心配に感じたことがありました。

一方、森地区の圃場整備は、私が毎日のように拝見させていただいていますが、今のところ順調に工事が進んでいるように思えますが、地元の方からは、水崎の工事は長かったけど、森の工事と同じようにかかるのかなあとの声を聞くことがあります。土地地権者や周辺住民の方々の同意の下で進められている事業なので、思うとおりに工事が進まないこともよく理解できていますが、水崎地区と同様に、森地区の工事でも長期になるのかどうかについても私自身も気にはなっています。

地元の皆さんの要望を踏まえ、ぜひとも早期完成に向けて、県への働きかけを私からもぜひともお願いしたいと思い質問させていただきます。

それでは、水崎、森地区の圃場整備の早期完成に向けての県への働きかけについてお聞きいたします。

○議長（北崎安行君） 耕地林業課長、首藤賢司君。

○市参事兼耕地林業課長兼農業地域支援室長（首藤賢司君） それでは、水崎地区並びに森地区の圃場整備事業についてお答えいたします。

まず、水崎地区については、事業面積54.3ヘクタールであり、県道中津高田線を挟んで山側を1工区、海側を2工区として県営事業により実施しております。

令和6年度には、2工区17.2ヘクタールの工事が完成しており、既に水稻や白ネギ等の栽培が行われております。現在施工中の1工区37.1ヘクタールにおいても、令和6年より一部水稻の耕作が可能となっております。残りの水稻は令和8年から、白ネギ等の畑作物については令和9年から耕作ができるよう計画しており、最後の確定測量、換地処分などを含めると、令和11年度の完了を見込んでいっていると伺っております。

次に森地区については、事業面積30.4ヘクタールであり、現在施工中の県道豊後高田安岐線の森団地側を1工区、森のローソンからうるしま運輸の間の山側を2工区、森のローソンからうるしま運輸の間の川側及びうるしま運輸から智恩寺橋までの間の両側を3工区として、これも県営事業により実施しております。

現在施工中の1工区5.1ヘクタールについては令和8年3月の完成を、2工区9.4ヘクタールについては今年度秋に発注予定で、令和9年3月の完成を、3工区15.9ヘクタールについても、令和10年度の着工

で令和11年度の完成を見込んでいっていると伺っております。

圃場整備事業は換地原案の作成にかなりの時間を要しますので、市といたしましても、県及び地元換地委員さんと協力いたしまして、早期の完成ができるように地元の調整等に努めてまいります。

また、県に対しましても、計画的な実施が行えるよう予算の確保をはじめ、早期完成に向け強く働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 3番、於久弘治君。

○3番（於久弘治君） 今回の事業は県が主体となる工事であることから、あくまで、市は窓口対応という立場であることは私自身も十分に理解しています。

今後、森地区におかれましては、2工区、3工区の工事が控えているようでありますが、土地地権者や地区住民の理解と協力を得るためにも、引き続き県との調整役をお願いいたします。

最後に、国東半島芸術文化祭2025について質問いたします。

来月の10月中旬から11月末にかけて、本市と国東市とで開催される国東半島芸術文化祭2025が間もなく始まろうとしています。芸術文化祭の内容についてホームページで拝見すると、本市と国東市との民俗芸能を披露し、六郷満山寺院を美術館と見立て、歴史や文化など国東半島の魅力を伝えることなど様々な取組がなされているとのことでした。

さらに昨年の12月議会でも、私からの一般質問において、昭和100年の記念行事について質問させていただきましたが、今年に入ってから、5月のゴールデンウィーク期間中には昭和の町祭り、8月のお盆期間中には昭和の町夏まつりなどの様々な昭和100年の記念行事が催されてきています。

以上紹介しました本市の二大行事は、それぞれとても魅力的な観光振興の取組ではありますが、もし可能であれば、2つの行事がコラボした企画として取り組んでいければ観光集客の相乗効果につながるのではないかと思います。

それでは、国東半島芸術文化祭2025と昭和100年記念行事の総合連携についてお聞きいたします。

○議長（北崎安行君） 商工観光課長、井上重信君。

○商工観光課長（井上重信君） それでは、国東半島芸術文化祭2025についてのご質問にお答えいたします。

本事業につきましては、国東半島に関する様々な芸術や伝統文化の祭典として、10月11日から11月30日にかけて、豊後高田市、国東市を舞台に両市の共同開催で実施するものでございます。

10月11日にはオープニングイベントといたしまして、本市の中央公民館を会場に、佐藤大分県知事、田沢大分県立美術館館長などを来賓にお迎えし、多くの市民、観光客の方々に、本市の草地おどりや国東市の吉弘楽、姫島村のキツネ踊りなど、国東半島5市町村に伝承される伝統芸能を披露いたします。

また、現在、画家として世界的に活躍している吉本興行所属のジミー大西氏をお招きし、豊後高田市をイメージして作製した作品を会場にてお披露目していただく予定でございます。

開催期間中は、富貴寺、長安寺など、両市に転在する六郷満山寺院を美術館と見立てまして、国東半島のアート作品、歴史文化、秋の紅葉など、国東半島の様々な魅力を発信するお寺美術館プロジェクトを実施いたします。

さらに、国東半島在住の中から募集した地域カメラマンなどがプロの写真家とともに六郷満山を題材にした映像・写真作品を作り上げる、私たち写真プロジェクトなど全部で9つのイベントプログラムを実施する予定でございます。

議員ご案内のとおり、今年は昭和100年の節目の年であることから、豊後高田昭和の町では、昭和100年記念事業として、これまで春の大型連休に合わせまして実施した第1弾、昭和の町祭り、先月8月には第2弾、昭和の町夏祭りを開催したところでございます。

今後につきましては、市報9月号や9月の全戸配付チラシでも告知をさせていただいておりますが、第3弾として、そして、新市誕生20周年の記念イベントとしても位置づけをいたしまして、昭和を彩った伝説のヒーローたちが集結するトークイベント昭和の町ヒーロー祭りを10月25日に中央公民館において開催する予定でございます。

ご質問のありました国東半島芸術文化祭2025と昭和100年記念事業との相互連携についてでございますが、豊後高田昭和の町は、商店街を舞台に本市独自の魅力で観光地として発展させた独創性ある取組であり、市民の誇りと愛着につながり、地域に根づいた貴重な文化でございます。このことから、昭和100年記念事業を国東半島芸術文化祭2025の関連事業と位置づけまして、芸術文化祭開催期間中は一体的に

取組を進めてまいりたいと考えております。

具体的には、豊後高田昭和の町で実施する昭和100年記念事業を先ほどご説明した国東半島芸術文化祭2025の9つのイベントプログラムの中の1つとして盛り込んでおります。また、芸術文化祭開催期間中には、第15回昭和の町音楽祭や第37回大分方言まるだし弁論大会も開催されます。これらのイベントも併せまして、チラシやホームページ、インスタグラム、新聞広告、テレビコマーシャル、こういった多種多様な広報媒体を活用した一体的かつ戦略的な情報発信に努めてまいりたいと思っております。

以上の取組によりまして、国東半島全体に多くの誘客を目指すとともに、地域間、イベント間における相互送客を推進することで、周遊促進、滞在時間延長による相乗効果を図ってまいりたいというふうに考えております。

今年は、現在開催中の大阪・関西万博、瀬戸内国際芸術祭、そして、宇佐神宮御鎮座1300年の記念行事など、インバウンドを含めまして大きな人の流れがございます。国東半島芸術文化祭開催期間中、国東半島に行けば、いつでもどこかで魅力的で楽しいイベントがあるという状態をつくり上げることで、国東半島の交流人口及び関係人口の増加と地域の活性化を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 3番、於久弘治君。

○3番（於久弘治君） 再質問いたします。

国東半島芸術文化祭2025は、本市と国東市が中心に行われますが、先ほどの課長からの答弁からありましたように、お隣の宇佐市では宇佐神宮御鎮座1300年を同時に行っています。宇佐神宮もまた、国東半島を代表する歴史文化であることから、御鎮座1300年も巻き込む取組にしていくことも検討できないでしょうか、お聞きいたします。

○議長（北崎安行君） 商工観光課長、井上重信君。

○商工観光課長（井上重信君） 於久議員の再質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、今年は宇佐神宮御鎮座1300年に当たりまして、様々な行事が現在行われております。また、10月上旬には勅祭行事も予定されております。今後も多くのお客様・来訪が見込まれております。

宇佐神宮と関連が深い六郷満山ゆかりの寺院を持つ本市にとりまして、これを契機といたしまして、宇佐神宮から多くの誘客を図ってまいりたいというふうに考えております。

具体的な取組といたしましては、本市とあと大分県、宇佐市、中津市で組織をいたします、おおいたノースエリア連携協議会というものがございまして、こちらが主体となり、宇佐神宮御鎮座1300年記念といたしまして、主に福岡方面をターゲットとして、県北3市の魅力を発信するため、特別列車であるD&S列車ですね、このツアーを9月20日と10月の18日に実施する予定でございます。

また、10月の12日でございますが、現在、宇佐駅のリニューアル工事——待合室とかはもうリニューアルされておりますけども、このリニューアルイベントと併せまして本市のボンネットバスを活用して、昭和の町と宇佐駅、宇佐神宮の周遊ツアーも企画をしているところでございます。

また、現在——これはもう通常走っておりますけども、宇佐神宮と富貴寺、真木大堂、熊野磨崖仏などをコースとしています大分交通の定期観光バスである国東半島史跡巡りというバスが、現在、土日祝日を中心に周遊しておりますけども、今回、国東半島芸術文化祭を絡めまして、情報発信を強化することにより、利用促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

その他、国東市と連携をいたしまして、国東半島の主要観光地を巡ることを助成要件としたレンタカー助成事業を11月から年末にかけて実施をする予定でございますが、こちらにつきましても、宇佐神宮を絡めた情報発信を行うことで利用促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

これら今申し上げました取組を通じまして、宇佐神宮からも多くの誘客を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 3番、於久弘治君。

○3番（於久弘治君） 今回実施される国東半島芸術文化祭2025並びに昭和100年記念行事を通じて、市内外の皆さんに本市の文化・芸術を広く知っていただくとてもよい機会だと私自身も感じています。

本市の関係部署並びに従事される関係者の皆さんも大変な労力を要するものかと思いますが、ぜひとも成功に向けて頑張ってください。私も微力ながら応援させていただきます。

以上で私からの質問を終わります。

○議長（北崎安行君） 一般質問を続けます。

2番、在永 恵君の発言を許します。

2番、在永 恵君。

○2番（在永 恵君） 皆様、おはようございます。議席番号2番、在永 恵であります。

では早速、一般質問通告表にのっとりまして質問させていただきます。

1つ目が、せんだって議員勉強会でも視察を行いました西大堀地区の宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設について、3項目質問させていただきます。

1つ目が、新ごみ施設のごみの持込み方法など、現在と異なる点はどのようなものが想定されますか。

今現在、市民の方々は100キロまでは無料、そして、カーペット等は2メートル角か何かに裁断して持っていく等の規定があるようではありますが、今度はどうなるのでしょうか。

2つ目は、大型リサイクル棟が建設されているようですが、市民の皆様にとってもリサイクルに関心を持ってもらえるための周知を行いますか。

3つ目が、新施設運用開始後、既存の本市のごみ焼却場の跡地はどのようになるのか、もし分かれば、今現在で構いませんので、どのような計画になるか教えていただければなというふうに思います。

以上3項目であります。

○議長（北崎安行君） 環境課長、塩崎康弘君。

○環境課長（塩崎康弘君） それでは、議員ご質問の宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設の運用についてお答えいたします。

まず、1点目の新ごみ処理施設への持込みについての変更点でございますが、基本的な分別方法については大きな変更点はございませんが、一部変更となる内容についてご説明いたします。

まず、受入日及び時間についてですけれども、現工場では月曜日から金曜日の9時から16時30分まで受入れを行っております。土日祝日は受入れを行っておりませんが、年4回、9時から12時まで日曜日の受入れを行っております。

新ごみ処理施設では月曜日から土曜日まで、祝日関係なく9時から12時まで、それから13時から16時まで受入れを行います。

変更点といたしましては、受入時間が若干短くなることと、年4回の日曜日の受入れはなくなりますけれども、土曜日が受入れできるようになるということと、祝日も日曜日以外は受入れが可能になる予定となっております。

使用料につきましては、当分の間は現在と変わらない使用料での運用を行います。

今後、広域事務組合で新たな使用料についての協

議を進め、決まりましたら変更される予定であるというふうな報告を受けております。

次に、ごみの持ち込みについてですが、新たな施設では、リサイクル棟にて、瓶・缶・ペットボトルを資源化するために分別等の処理を行いますので、本年4月より、缶類を新たに資源ごみとして回収するように変更し、市民の皆様にご協力をいただいているところでございます。

また現在、剪定した枝や木製品などは、50センチ以下に裁断をして持ち込んでいただいておりますけれども、新たな施設では大きさの基準が2メートル以下になりますので、たんすなどの家具類は2メートル以下であれば、裁断や分解をせずに持ち込むことができるというふうなことになります。

主な変更点については以上になります。

続きまして、2点目のリサイクルの取扱いと周知についてですけれども、先ほどご説明しましたとおり、新しいごみ処理施設では、スチール缶やアルミ缶などの缶類もリサイクル処理できるようになりますので、4月から分別方法を変更して、資源ごみとして回収しております。これは、新ごみ処理施設の供用開始後に、分別方法や収集日程を変更しなくてもいいように、あらかじめ対応を行ったものでございます。

また、リサイクルについての市民の皆さんに関心を持っていただくための周知につきましては、これまでも行っておりますけれども、市報やケーブルテレビなどの広報媒体を通じた周知を続けていくほか、地域や学校に出向いて、リサイクルや資源の分別等の講座も随時行っておりますので、積極的にご活用いただきたいというふうに考えております。

3点目の新処理施設運用後の既存の本市ごみ処理施設の跡地はどのようにするかについてお答えいたします。

新処理施設稼働後は、既存施設の持ち込みを停止いたしまして、残った不要物の撤去を行いまして、施設の立入りを禁止いたします。跡地の利用につきましては、現時点で具体的な計画はございませんが、地元と話し合いながら解体や利用計画について進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 2番、在永 恵君。

○2番（在永 恵君） はい、丁寧なご説明ありがとうございました。多分、後ほど、市報等で詳しく市民の方々に説明があるかと思いますが、その点に

関してよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。

次の質問は、昨年8月末の台風10号にもたらされた本市の復旧状況についての質問であります。

昨年8月の被害は、市内各所において家屋の被害、また、倒木、土砂崩れ等、道路や河川等にも被害が生じました。そこにおいて、その被害の復旧状況はどうなっているのかお聞きします。

○議長（北崎安行君） 建設課長、馬場政年君。

○市参事兼建設課長（馬場政年君） 昨年の台風10号による災害復旧状況のうち、建設課が所管する道路、河川の復旧状況についてお答えいたします。

議員ご案内のとおり、昨年8月の台風10号到来の際には、線状降水帯の発生に伴う豪雨によりまして、本市で初めて警戒レベル5、緊急安全確保が発令され、観測史上最大となる時間雨量95ミリメートルを香々地地域で記録するなど、市内各所で大きな被害をもたらしました。

このため、まずは所管する道路、河川等の被災状況の把握とともに、災害協定に基づいて建設業協会に支援を要請し、延べ150路線において流出した土砂崩土の除去、それから、倒木と流木の撤去など、二次災害防止に向け迅速に対処したところです。

ご質問の補助災害復旧工事につきましては、お手元の資料のとおり、被災した道路の路肩、河川の護岸など32件について、昨年11月から順次災害査定を経て、国の認定を受けております。

その後の工事発注に際しては、早期復旧に向け、受注した事業者が効率的かつ円滑な現場管理、作業ができるよう、地域性にも配慮しながら、同種の現場を組み合わせる、いわゆる合冊を積極的に活用いたしまして、年度内に発注手続を完了することができました。

工事の進捗についてですけれども、近年にない発注件数でありましたので、効率的な工程を検討する中で、安全面にも最大限配慮し、6月以降の出水期内にも可能な限り現場作業を組み込んだことによりまして、対象32件のうち、現時点で24件、75%の復旧が完了し、比較的工事規模の大きい残りの8件についても、何とか年度内の完成を見込んでいるところでございます。引き続き、早期完成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 耕地林業課長、首藤賢司君。

○市参事兼耕地林業課長兼農業地域支援室長（首藤

賢司君) それでは、昨年の台風10号による災害復旧状況のうち、耕地林業課が所管する林道、農地、農業用施設の災害復旧状況についてお答えします。

林道・農地・農業用施設災害復旧事業として対応した件数は、全体で294件、そのうち、単独災害復旧事業として対応した件数が186件、補助災害復旧事業の対象となった件数が108件となっております。

単独災害分については、二次災害防止のための初動対応や補助災害の対象外となる小規模災害の対応など、倒木処理や土砂撤去、施設の軽微な補修工事を中心とした復旧を行い、令和6年度末までに全て終えたところでございます。

議員ご質問の補助災害分についてですが、まず、林道災害復旧事業の対象となった3件については、本年7月までに工事が完了いたしております。

次に、農地・農業用施設災害復旧事業の対象となった農地37件、水路29件、農道13件、頭首工26件の計105件については、昨年12月末に簡素化査定を受け、その後、実施設計ができたものから、農政局及び財務局による簡素化査定解除のための査定を受け、解除承認後、順次工事発注を行っているところでございます。9月4日現在までの進捗状況ですが、農地22件、水路14件、農道4件の入札手続及び発注が終了いたしております。

また、今後の予定ですが、既に査定が終了している案件及び9月中に査定が行われる案件を含めて、農地11件、水路9件、農道5件、頭首工7件について、10月中の発注を見込んでいるところでございます。残る被災箇所についても早急に査定の受検準備を整えまして、早期発注・早期復旧を目指し、鋭意努力してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長(北崎安行君) 2番、在永 恵君。

○2番(在永 恵君) 丁寧な資料をありがとうございます。

少し——1つ再質問させていただきます。

道路、河川はもとより、林道、農地、農業用施設の災害は広域にわたっていたことが資料を見て一目瞭然です。建設課が所管する道路、河川の復旧状況において、32件中の75%の復旧が完了し、比較的工事規模の大きい8件は、年度内完成を見込んでいますとありますが、耕地林業課に係る残りの被災箇所についての査定基準は、やはり比較的工事規模が大きかったということで理解してよいのですか。

また、全体の完成予定時期の計画はどのようになっ

ていますか。説明をお願いいたします。

○議長(北崎安行君) 耕地林業課長、首藤賢司君。

○市参事兼耕地林業課長兼農業地域支援室長(首藤賢司君) それでは、再質問にお答えします。

まず、残りの被害箇所について、比較的工事規模が大きいものと理解してよいかというご質問でありますが、残る箇所については、頭首工などの重要構造物が大半を占めておりまして、議員お見込みのとおり、比較的工事規模が大きいものと理解していただいて結構でございます。

次に、全体の完成予定時期についてでございますが、工事の発注時期につきましては年内を、完成予定時期につきましては年度内を見込んでおりますが、仮に完成時期が遅れるような案件が生じた場合でも、次年度の作付には支障を来すことのないよう細心の注意を払いつつ、復旧に全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長(北崎安行君) 2番、在永 恵君。

○2番(在永 恵君) 災害等ですね、本当に広域にわたっていたことがよく分かりました。二次災害防止に向け迅速に対処していただき、本当にありがとうございます。ただ、どうしても工事完成のほうだけに目が行ってですね、やはり、それと同時に土木作業される方にも、大変この暑い時期ですので感謝を申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

次の質問は、市報——市の情報をより早く、より正確に得ることのできる豊後高田市公式LINEについてであります。

友達の登録数の推移について教えてください。

興味を持ってもらうため、また、友達追加をしてもらうための広報はどのようにされていますか。

そしてまた、登録者からの反応・意見の集約はどうされていますか。説明をお願いいたします。

○議長(北崎安行君) 企画情報課長、丸山野幸政君。

○市参事兼企画情報課長(丸山野幸政君) それでは私から、豊後高田市公式LINEについてのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

3点、ご質問をいただいております。

まず、1点目の友達登録者数の推移についてであります。本市の公式LINEは、2年前の令和5年3月に開設いたしました。その4か月後の7月1日時点では2,300人、それから、翌年の令和6年7月1日時点では6,916人、そして、今年の令和7年、

本日ですが、9月17日時点では8,033人ということで、開設から約2年半で8,000人を超えるという、順調に増やすことができております。

ご参考までに、各市町村も公式LINEを運用しておりますが、それぞれの友達登録者数を人口で割って比較をしてみますと、本市は県内18市町村中、上から3番目に割合の多い自治体というふうになっております。

次に、2点目のご質問の、興味を持ってもらうため、また友達追加をしてもらうための広報についてお答えをいたします。

まず、公式アカウントの開設にあたりまして、本市の特色は観光、子育て支援、それから移住・定住ということでありますので、若い世代をターゲットにして友達を増やしていこうという目標を立てました。

そして、この若い世代の友達を増やす手段として、3つの観点から取組を進めたところであります。

1つ目は、簡単に友達登録ができるQRコードをよりたくさんの方に見ていただくこと。それから2つ目は、発信情報を絞り込むこと。3つ目は、友達登録を促すお得なキャンペーンを実施すること。この3つの観点から取組を進めました。それぞれ順にご説明したいと思います。

1つ目のQRコードの取組は、毎月の市報の表紙、観光施設、それから花っこルームなどに掲示するほか、子育て世代に大人気の昭和の夜市市のチラシにも掲載をいたしました。また、博多駅で行われた観光イベントで友達登録してくれたら景品が当たる取組、それから、東京で行われる移住フェアでQRコードの入ったチラシを配布するといったように、各課の協力を得て市内外の友達を増やす横断的な取組を進めてきたところであります。

2つ目の発信情報の絞り込みについてであります。これは非常に迷ったんですけども、最初からたくさんの情報を発信するとブロックされてしまう可能性があるということで、若い世代が興味を持つと思われる情報を中心に、観光、子育て支援、移住・定住、市内の出来事取材した情報に絞り、配信を行うこととしました。加えて、真玉海岸の見頃、メディア情報、プレミアム商品券の予約・受付情報といったタイムリーな配信も行うようにしております。また、配信のタイミングも、基本的に日中の配信は皆さんの邪魔になる可能性がありますので、夕方午後6時半を中心に配信するようにいたしました。

3つ目の友達登録を促すお得なキャンペーンは、2,000人、3,000人、5,000人と節目節目でデジタルポイントが抽選で当たるイベントを実施してきたところであります。

以上が友達を増やす取組になります。

3点目の登録者からの反応・意見の集約はしているかというご質問ですが、先ほど申し上げましたお得なキャンペーンの時に、どのような情報が欲しいかといったアンケートを実施しております。これには、おおむね観光イベントや子育て支援といった情報が欲しいという結果に加えまして、県外の方からは、ふるさと納税の情報が欲しいというご要望もいただきましたので、節目節目で配信するように改善をさせていただいたところであります。

このような取組を経まして、友達登録者数がアカウント開設から約2年半で8,000人を超える状況となりましたが、その内訳を分析してみますと、県内・県外の人が半分半分、それから年代ごとでは男女とも30代から50代の方が最も多いという状況で、当初、私たちが考えた目標のとおり進んでいるというふうに考えているところでございます。

今後とも、情報配信には工夫を続けていきたいと考えておりますし、このSNSを活用したデジタル分野は日進月歩の世界でありますので、情報取得に努めながら、今後とも、友達登録者数を着実に増やせるように努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北崎安行君） 2番、在永 恵君。

○2番（在永 恵君） ありがとうございます。

やはり今言われたように、夕方6時半になると、私もスマホがピピとよく鳴るのを見まして、市報等でもですね、早めに発信ができていると思っております。

再質問なんです。友達登録を促すお得なキャンペーンがされていたということですが、今後もある予定はありますか。

○議長（北崎安行君） 企画情報課長、丸山野幸政君。

○市参事兼企画情報課長（丸山野幸政君） それでは、再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

議員からご案内がありました、友達登録を促すお得なキャンペーンなんですけれども、これまでの取組結果から考えてもですね、登録者数の増にやはり

一定の効果がある取組の一つであるというふうに私たちも分析をしております。

今後につきましては、まず、できることから工夫をしていきたいということが前提ですが、キャンペーンの実施につきましては、これは、予算を伴うものでございますので、今後、研究をさせていただきたいというふうに考えております。ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 2番、在永 恵君。

○2番（在永 恵君） 今、やはりSNSとか、こういったLINE等を使った情報をやはり若い世代が求めているようでありますので、少しでも多くの方に知ってもらえる、友達登録を増やしていければなというふうに思っております。

それをもって最後の質問に入らせていただきます。

ガソリンの暫定税率が廃止されると、今、国会の中では（聞き取れず）されています。ガソリン価格が下がり、家計の負担が軽減され、観光業や地方経済の活性化がされますが、一方で税収の減少により道路整備財源が懸念されていると思います。

そこで、そのことに関してどのように市として捉えているか、ご説明をお願いいたします。

○議長（北崎安行君） 財政課長、伊藤昭弘君。

○財政課長（伊藤昭弘君） ガソリンの暫定税率廃止に係るご質問にお答えいたします。

いわゆるガソリン税は、揮発油税と地方揮発油税の2つで構成されており、本則の税率である1リットル当たり28.7円に加え、当分の間の特例として25.1円が上乗せをされております。この上乗せ分を撤廃するいわゆる暫定税率の廃止が、現在、国政において議論されていると承知をしております。

市の財政への影響でございますが、まず、地方揮発油税の約半分が、市道延長などに応じて市町村に配分されております地方揮発油譲与税の減収が見込まれます。この地方揮発油譲与税は、市の重要な一般財源となっておりでございます。また、揮発油税は、国の一般財源として道路財源以外の用途にも広く活用されていることから、国からの様々な補助、交付金の減なども想定されます。

このように地方財政に及ぼす影響は大きいことから、去る8月27日に、全国市長会や全国市議会議長会など地方6団体及び指定都市市長会の連名で、ガソリンの暫定税率の廃止について、緊急提言として国に要請をしたところでございます。

要請の内容といたしましては、財源論なき減税が行われることがないよう、地方の減収に対して代替となる恒久財源を措置するなど、責任ある議論を丁寧に進めることを強く求めるものでございます。

市といたしましても、全国市長会に結集する中で、国政での議論を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 2番、在永 恵君。

○2番（在永 恵君） ある意味、市の財政にも、少なからず影響があるかと思います。国の動きを見ながら、市の運営も頑張っていけたらなというふうに思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北崎安行君） 一般質問を続けます。

16番、大石忠昭君の発言を許します。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭であります。私は市民の声を取り上げまして、今回は8項目、14点の一般質問を行いますので、簡潔な答弁を求めて質問に入ります。

最初は、子どもの権利を保障する対策についてであります。

日本は子どもの権利条約を批准してから31年たちまして、ようやく政府も2023年に子どもの権利条約の具体化として、こども家庭庁の設置、こども基本法の制定、そして、こども大綱の閣議決定などを行いまして、ようやくこども施策を国の重点課題として取り組もうということになりました。一歩前進です。

しかし、日本の子どもたちの実態は、虐待やいじめ、不登校、子どもの自殺など、権利侵害は深刻な状況で、マスコミでも次々と社会問題にされております。

私は長年、市議会議員として政治活動に取り組んでおりますけれども、この子どもの権利条約が批准されて30年になる、この間に考えてみましたら、この具体化について、あるいは周知徹底についてなど質問したことが一度もありませんで、昨年、大変反省をいたしまして、条例やあるいは基本法や大綱なども読んでみまして質問をいたしました。

それは、多くを語っておりません、最初の質問でしたので、1つは、本市において児童や生徒に対して、このこども基本条約についての内容について、

周知度はどうなんだろうかと、私は分からんと。分かっておったら、周知度について市長から見解を求めたいんだと。2つ目には、先進地をいろいろ私も研究をしてまいりましたが、子どもの権利を保障するために市町村独自で条例をつくっているんですね。これも紹介しながら、豊後高田でも、佐々木市長がいろいろ、子育て支援では全国トップクラスで事業を行っており、私も何度も評価をしてきておりますが、今度は、子どもの権利を保障する課題についてもトップクラスを目指そうということで、条例の制定と同時に、4つの権利の原則があるんですけども、この内容も全国のパフレットを読ませていただきましたけど、非常に分かりやすいもので、子どもたちについても親についても周知をしていくことが非常に大事だということで、私自身も勉強になりました。

そういうものについても、今後、検討してもらえないかということを経理に提案をいたしました。しかし、市長は答弁に立ちませんでした。非常に私は残念でした。私自身は、本当にこの問題では、政治家の一人として反省をしているんです。

しかし、課長の結果、課長はですね、どういうふうに答えたかと、私は今でも持っているんですけども、この子どもの権利条約の中身については、周知については十分ではなかったと思うと認めていますね。やっぱり高田もそうかなあと、私自身も、自分自身が理解が弱かったからですね、子どもたちもそうかなあと思いました。

あとですね、どういうように答えたかと言ったら、子どもの権利条約についての条例化や啓発などについては、先進地の事例や他市の状況を調査をして研究をしてまいりたいと答えたんですよ。

そこで質問なんですけどね、1つは、この1年3か月たちましたけども、この間に、どういう市としては取組をしてきたのか、その経過、対策について。2つ目にはですね、本市の不登校やいじめの現状と認識について。3つ目は、本市の虐待の現状と認識について。これらについては、ほんの簡潔な答弁で結構です。

4つ目はですね、本市におけるいろんな点で全国トップクラス、大分県の中でもトップクラスということですが、この子どもの権利を保障する市の条例についてもですね、県内では、今、大分市が制定しておりますけれども、続いて豊後高田市が制定できるようにやってもらえないかと、市長に提言をいた

します。

もう一つの提言はですね、パンフレットについてなんです。これも全国のパフレットを随分取り寄せて読ませてもらいますけど、相当それぞれ研究してやっておりますわね。子どもたちも喜ぶし、親たちも喜ぶということになっておりますが、これについても先進地を研究をしてですね、豊後高田でも作ってほしいと思いますが、市長に対する提案です。

もう一つの提案は、これ、こども基本法を読んでみましても、やっぱりいろいろなこども施策を実施をする場合には、主人公である子どもの意見をよく聞いて、それを尊重して、やっぱり施策を実行しようということに法律的にも定められておりますのでね、今後のこども施策の策定にあたっては、そういう形で子どもや若者の意見が尊重できるような形の体制を取ってほしいと思いますが、どうなのか。簡潔に答えてほしいと思います。

以上であります。

○議長（北崎安行君） 子育て支援課長、水江和徳君。

○市参事兼子育て支援課長（水江和徳君） それでは、子どもの権利保障についてのご質問にお答えいたします。

議員ご案内のとおり、子どもの権利条約については、平成元年、国連総会において採択され、現在までに世界の多くの国で批准された人権条約です。日本は平成6年にこの条約を批准しており、約30年後の令和5年4月に、この条約の精神や日本国憲法にのっとった、こども基本法が施行されました。

それを受けまして、これまで個別の法律で取り扱ってきたこども施策について、一元的にまとめたこども大綱が令和5年12月に閣議決定され、全ての子ども、若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる社会を目指していくことになっております。

まず、1点目の市の取組と5点目のパンフレットの配付のご質問につきましては、こども基本法の周知を行うため、ホームページでの周知や子育て支援課の窓口に、この法律を分かりやすく解説したこども家庭庁作成のパフレットを置くなどの対応を行っております。

次に、4点目の条例の制定をというご質問ですが、大分市が14年前に制定した子ども条例の本市での取組についてでございますが、国がようやく子どもの権利条約の精神を取り込んだこども基本法を制定し、

さらに、こども施策を総合的に推進するためにこども大綱を作成していることから、現時点において市独自条例の策定は考えておりません。

6点目のこども施策策定時の子どもや若者の意見の反映につきましては、こども基本法の中に、議員ご案内のとおり、当該こども施策の対象となる子どもの意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないと明記されておりますので、今後については、意見を聞く方法を検討し、対応していかなければならないと考えているところでございます。

最後に、3点目の本市の児童虐待の状況につきましては、お配りしております資料のとおりでございまして、その対応については、毎月開催しています要保護児童対策協議会において、中津児童相談所や豊後高田警察署、教育委員会などの関係機関と連携し、支援が必要な児童のいる世帯の情報を共有しながら対応しているところでございます。

子育て支援課からは以上でございます。

○議長（北崎安行君） 学校教育課長、上家誠夫君。

○学校教育課長（上家誠夫君） 私からは、本市の不登校といじめの現状についてお答えさせていただきます。

まず、本市の小中学校における不登校の状況ですが、資料にありますように、令和6年度は小学生が9人、中学生が19人となっております。

また、いじめの認知件数ですが、令和6年度は小学校が226件、中学校が84件となっております。

今後も引き続き、子どもたちが安全で安心できる環境で生活が送れるよう、未然防止、早期発見、解決支援の3つの柱の組織的な取組の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 大変簡潔な答弁だったと思います。

それでですね、この子どもの権利を保障する対策について6項目の質問をしたんですけれどね、今後どうするかという、私も建設的な立場から、あと三、四点再質問をしたいと思うんですけれども、一つはですね、他市に先駆けて、本市の子どもの権利を守るための市の条例をつくったらどうかということで、今、課長からは、現時点では考えていないということなんですけれども、これは課長の考えではなくて市長の考えなのかどうかですね。

これを考える必要がないというのは、考えてない

ということは何故なのか、市民に分かるように。

私は去年の6月から問題にしたんですよ、いろんな施策についてはね、全国トップクラスと、県内でもトップクラスという客観的事実については評価しているんですよ。今度はですね、この国のほうも条約を批准をして法律をつくる、あるいはこども大綱をつくる、具体的にどうするというのがずっとあるわけですね。その中で、もう、大分県の中では大分市が一番進んでいるんですけども、それは議員が進んでいるから、私も本当、大分の市議会議員はすごいと思いますよね。議員提案でこれ、できたんですよ、大分県下、いち早くね。

だから今、私は豊後高田では、議員提案で実施をしたらということを言っているのではないんです。佐々木市長が、そういう子育て支援問題では全国トップクラスで、いろいろアイデアを発揮して実施してきたわけですよ。今度、権利を保障する体制でもですね、トップクラスで行ってもらいたいと。

トップではもうないんですけども、全国で数字を書いているようにですね、条例では188、これは指定都市以外のところですよ。条例では4種類あるんですけれどね、これは、1つの種類のことを書いてある、188というのは、もういろんな条例をつくっていますけれどね。やっているんですから、例えば、昨日も議論したように、補聴器の問題でも私がここで初めて議論した時には、全国20幾つだね、もう483まで進んだわけですね。

今回も、これでも一般の市でも188市でやってますんでね、豊後高田でも続くというようにしてもらいたいと思いますが、なぜ市長できないのか。やることに何か障害があるんですか、市民に分かるように説明してもらえませんか。

私は、その辺は市長を信頼しておりますしね、これ市長だけの問題ではないんです。皆さん挙げて、庁内挙げてつくってもらえば立派なものができると思いますしね、先進地を参考にすればできると思うんですけど、なぜできないのか、やる気がないのか、ちょっと説明してもらえませんか。

○議長（北崎安行君） 子育て支援課長、水江和徳君。

○市参事兼子育て支援課長（水江和徳君） それでは、4点目の条例の制定をということで、再質問にお答えさせていただきます。

本市におきましては、国のほうで制定されましたこども基本法及びこども大綱にのっとりまして、施

策を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、現時点において市独自条例の策定は考えておりません。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） あとの問題も質問しますので、これで市長が何も答えんまま今度の議会が終わるということがあったらですね、豊後高田市の市長が何だろうかということになると思いますよ、私はね。後で答えてもらいたいんですが、次に行きますよ。

次はですね、パンフレットの作成について、去年の6月議会でも問題にしましたね。私も全国のものを読んでいますが、すごいですよ、みな。それから見たら豊後高田はね、これ何じゃろうかと、先ほどはホームページで云々とかね、窓口で云々という、そんなもんじゃないでしょう。

それでね、実は私はね、ここに持ってきましたけどね、教育委員会でこういうパンフレットを出しているの知ってますか、市長、読んでますか。これはね、教育長以下、教育委員会のそれは、文化財室長以下なんでしょうけれどもね、7種類出しているけど、すごいですよ。前ね、田染荘を国の指定に持っていこうという時に私も議論を随分してきた、倉田市長時代にね。あの時だって、パンフレットを私は推進したんですよ。

それで、それを書いてくれたのはね、別府大学の海老澤先生です。写真は私のものです。それも文化財で作ったけども、観光課もまた別に刷り増しをしてですね、相当話題になりましたわね。その時は、なかなか教育委員会でできなかったんですよ。今は教育委員会でこんなものを次々と発行できるというのは、私は、職員はすごいと思いますよ。

次にね、これも今度の議会から初めてね、傍聴者に対するガイドブックが配られとるんですよ。これも私は、議長が北崎議長に変わったから、議長の構想かなあ、大塚局長が変わったからなのか、あるいは係長が変わったから、誰か何か、私は調べたわけじゃないけどね。まあ、どなたが発想者かは知りませんがね、こういうものね、私も50年以上議員をしながらね、こういう傍聴者に対してね、やっぱり市政に関心を持って、議会に関心を持ってもらいたいということでね、こういうものを発行したのは初めてのことで、ことなんですよ。

だから、私は何を言いたいのかというたら、豊後高

田の職員はね、市長は人だ、人だ、人だと言うから、やっぱり人が育っていると、これ評価しているんですよ。

だから今度はね、未来を担う子どもたちを本当に育てるために、世界では196の国・地域でこの子ども権利条約は批准されているんですよ。この196の国で批准されているという条約はこれだけなんですよ。これもう世界一なんですね。それを具体化しようということで、国のほうも30年ぶりにようやく動き始めてるから、豊後高田も動いてもらいたい。私自身も取り上げなかったことを反省しておるんだから、これだけ去年に次いで今回も指摘してるんだから、市長、これに答えてね、やっぱパンフレットを作ろうと。

それでね、答弁はね、ちょっと休憩取ってもらって、市長か副市長か教育長、どなたか代表して答弁でいいですからね。

やはり、こういう問題は、ただ子育て支援課だけの問題、教育委員会だけの問題ではない。いろいろ担当課の英知を集めてパンフレットを作れば、そう金がかかる問題でないしね。これを子どもたちに理解してもらおうね、親も理解してもらおう、私たち議員も理解してもらおう、市長以下皆さんも理解してもらって、一緒になってね、子どもの権利を守ろうということになればね、すごいことになると思うんですよ。

それで休憩取って、それを検討できないか。パンフレット検討できないか、お金がかかる問題じゃないんですよ。

休憩取って、議長、答弁させてもらえませんか。議長にお願いいたします。そうすると、議長も立派な議長ということになりますよ。

検討できないかって言うんですよ。今すぐ、明日からやれちいうんじゃないんで。

○議長（北崎安行君） 子育て支援課長、水江和徳君。

○市参事兼子育て支援課長（水江和徳君） それでは、5点目のパンフレットの作成についての再質問にお答えいたします。（○16番（大石忠昭君） ちょっと待って。あんたいつ市長になったんな）市長にはなっておりません。（○16番（大石忠昭君） 何で手を上げるんな、私がこんだけ言いよるのに。私のほうが問題じゃないんかい。手を上げるから議長が指名したんやろ）

○議長（北崎安行君） 大石議員、発言を許可しておりません。

○市参事兼子育て支援課長（水江和徳君） パンフレットにつきましては、こども家庭庁が出しております、こういうパンフレットがございますので、これを窓口に設置させていただいておるところでございます。

今後につきましては、さらに学校図書館へなどのほうにパンフレットを置いていただきまして、児童生徒への啓発につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） そのことを問題にしているんですね。私はね、今、休憩を取って、市長、副市長、教育長で議論してもらえんかと、明日までに作れとかね、言ったんじゃないんですよ。これを検討するという過程がが大事なんですよ。

子育て支援課だけに荷をかけているんじゃないんですよ。あんたとかがそういう国のものの写しを、ただどこに置くということを言ってるんじゃないんですよ。作る過程でね、私自身もいろいろと、それももちろん持ってますよ。大臣のメッセージも持ってますよ。いろいろ読んでますけどね。私の勉強不足やったと、反省してるんですよ。

市長は分かってますか、ほんなら、私が言っているこの子どもの権利条約の4原則というのを分かっておったらね、市長、述べてください。なかなか理解してないでしょう。なかなか私でもね、宙で言えと言ってもなかなか言えないんですよ。4原則を言えますか。全部で54条からあるんです。全部54条、それぞれ全部あるんですよ、全部権利が。54条全部言え、4条件、4基本条件、子どもの権利について言えますか。なかなか言えないんですよ。

だから、そういうものを具体化して、分かりやすいものを作ったらどうかという質問をしてるんです。それを検討できないかと。どっかに置くんじゃない、それは父兄にも配る、子どもにも配る、私たちも議員にも配る、そういうことをする必要があるんじゃないかと。それを市長、副市長、教育長で答弁できませんか。休憩取って検討できないんですか。

そりゃあ、休憩取らんとおかしいですよ。休憩取って検討できませんか、それが。休憩取ることが当たり前じゃないんですか、そんな問題が。

○議長（北崎安行君） 子育て支援課長、水江和徳君。

○市参事兼子育て支援課長（水江和徳君） ⑤のパ

ンフレットの策についての再々質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、パンフレットにつきましては、有効に活用していきたいと——既存のものを有効に活用していきたいというふうに考えておりまして、学校図書館に置くなどですね、ほかにもまだ置いていこうかというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 時間がね、今、私もストップウォッチで測りながらやってますからね、後の分がやられると思っているんですけども。これ、子育て支援課長の問題じゃないでしょう、パンフレットの問題ちゅうのは。教育委員会にも大いに関係する問題でしょう。執行部についてもね、その必要性を理解するからね、やっぱり休憩取って議論するがんはあったんですよ。だから、そんなことやけども、引き続きね、これを検討して、立派なパンフレットを子どもにも親にも配付できるようなことを要求して、次に行きます。

次はですね、6番目の問題の子どもの意見を——参加できるよう、尊重するようにするということは、さっきも法律でそうなるから、しますとなりましたね。それは答弁があったんですよ。その時にね、本市においては、このこども施策については、もう策定作業に入っているのか、いつ頃までに完成を目指すのかね。大分県では一応もうできましたわね、5年分のがね。

そういう大分県のものでできたんだけど、豊後高田市もつくるように法律でなっているし、つくらなければならない。その中で、子どもの意見を聞かなければならないとなっているんですよ。それはいつ頃、いつから作業が始まるのか、どこが担当で作るのか。それも私はね、子育て支援課だけに荷をかけるのは大変酷だと思いますよ。本当に庁舎を挙げてね、もうつくっていききたいという私は気持ちを持っています。もうその辺もちょっとね、市長、子育て支援課だけに荷をかけるんじゃないくてね、教育委員会も一体となってやるということで答弁してもらえませんか。

○議長（北崎安行君） 子育て支援課長、水江和徳君。

○市参事兼子育て支援課長（水江和徳君） それでは、6点目の計画の策定にあたりまして、子どもの

意見の反映はどうかということでございますけども、まず、豊後高田市のこども計画につきましては、本年3月、令和7年3月に策定済みでございます。

子どもの意見につきましては、昨年2月から3月、令和6年の2月から3月の間に、アンケート等調査で取っておりますので、現在のところ完成版としては、議員のお手元にもお配りしたと思いますけども、こういったこども計画はつくっております。

以上でございます。(○16番(大石忠昭君) 今の・・・)

○議長(北崎安行君) 指名していません。挙手をお願いします。

16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) 今のその、策定をしている、パンフレットを配っているじゃないかと。それに対して、子どもの意見を尊重するという過程は、どういう過程を通して、どういう子どもの意見が反映されているのか説明してもらえませんか。

○議長(北崎安行君) 子育て支援課長、水江和徳君。

○市参事兼子育て支援課長(水江和徳君) アンケートにつきましては、先ほども答弁申し上げたとおり、昨年の2月から3月にアンケートを取っております。対象といたしましては、未就学児及び小学生の保護者に対してアンケート調査を実施しております。

その中で、これは今、第3期計画になっておりますので、第1期計画、2期計画、その時もアンケートを取っております。その内容を基本に調査をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長(北崎安行君) 16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) あとの問題、全部質問したい、答弁をお聞きしたいので、協力してもらいたいと思います。

2番目は、物価高から暮らしを守る対策についてであります。

報道によりますと、9月に1,422品目が値上げをすると、今年の値上げの品目は累計では2万品目を超えると。確かに私も買物をする、あるいは食堂で食事をするたびにですね、ええっ、また上がったんかというぐらいに物価が上がって生活は大変ななっているんですけども、なかなか給料や年金などとの関係から見てもね、収入よりもそういう歳出の物価高のほうが高いということで、生活がひどい状況になっていますが、市は、佐々木市長はですね、

それこそ県内でも、他の市町村に先駆けていろいろと市長もアイデアを生かしてもらってですね、市独自の支援策を取ってききましたが、改めて何か支援策を考えることができないのか、市長の見解を求めます。

○議長(北崎安行君) 財政課長、伊藤昭弘君。

○財政課長(伊藤昭弘君) 物価高騰対策に係るご質問にお答えいたします。

新たな支援事業をとということでございますが、財政調整基金の状況を申し上げますと、令和6年度末の残高は約35億9,000万円でございます。前年度から約2億3,000万円増加いたしました。令和7年度当初予算では財源不足により財政調整基金を約7億円取り崩す予算としております。

物価高騰の折、市の歳出も増加しておりますし、今後、依存する地方交付税が落ち込めば財政収支が悪化し、さらに大きな財源不足が生じることも想定されます。したがって、財政調整基金は安全かつ効率的な運用で育成を図りつつ、今後の財源不足に備えることを基本に考えているところでございます。

なお、物価高騰に対するさらなる市独自の支援策につきましては、引き続き、国の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(北崎安行君) 16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) 今、これも財政課長からの答弁でね、財政調整基金のお話がありましたけれども、前年度からの繰越金でまた2億積立金が増えることになりますしね、市長、これ選挙の時に配布した選挙用のビラですね、市長が発行している。後援会じゃない、市長の発行しているビラなんですよ、候補者のね。これによっても、第一に書いているのは、本市の財政状況は連続第1位ですと、14の市の中で一番いいんですよとこげいって、みんなも、ほええ、なんかと問合せがあるぐらいね、でしょ。

確かに経常収支比率は連続4年間はね、それが一番だったことは間違いないんだけど、財政力はよいよいということになっているんですよ。

そういう中でこれだけね——宇佐は財政力は大変なんです。今度、いろいろなね住民負担が出るようになります宇佐は。大変なことになると思う宇佐は。宇佐は大変なんです。杵築も大変なんです。高田の場合は、科学的に見ても、市長がこれを出すほどによいわけでしょ。そうするとね、その財政的に

厳しい宇佐でさえ、1人1万円のお買物券、地域振興券を発行するというので、大変喜ばれてますよ。高田も今まで出しましたよ。

しかし、今はこんだけひどいということになったらね、何らかの新しい事業ができないかです。

市長のファンの人からも言われました。もう大石さん頼むけん、市長に声を大にして言ってくれと。それはね、せめて全市民じゃなくていいから、今度は70歳以上のお年寄りに出してくれんかいと。いやあんた、敬老会でも補助金4,000円に引き上げたんじゃないかと、いやそれじゃないと、我々は70歳以上については、何ぼかでも宇佐が1万円ちゅうんなら、せめて1万円でも2万円でも出すくらい市長に言ってくれと、70歳以上を特別に扱ってくれという人。

それからね、非課税世帯や住民税均等割世帯だけでも何とかしてくれという声も多くあります。財政力があるならやってくれということだから、今やる時じゃないかと思うんですけど、市長、どうなんでしょうか。

○議長（北崎安行君） 財政課長、伊藤昭弘君。

○財政課長（伊藤昭弘君） 再質問にお答えさせていただきます。

財政力のお話が出ましたが、5年度までの財政状況、確かに大石議員の言われるとおり、経常収支比率は14市の中で一番良好な数字でございましたが、6年度の決算の状況を見ますと、経常収支比率も3.5ポイントですね、上昇するというような状況にもなっております。景気の動向に左右されやすい、言わば脆弱な体力の本市でございますので、今後、現在の状況をもってですね、楽観視はできないものというふうに考えております。

そういう状況も含めまして、先ほど申し上げましたように、今後の中長期的な見通しも含めて、財源不足に備えることを基本に考えております。

新たな支援策につきましては、先ほども申し上げましたように、国の動向、国の財源等も活用しながら、動向を見据えていきたいというふうに考えております。ご理解お願いいたします。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 時間がね、ないもんだから、もうそれ以上はやりませんけどね。

次は3番目ですよ。今、3番目ですよ。全部で8番まであるからね。8番まで答弁求めたいんですよ。だからね、質問した範囲のことだけで答えてもらえませんか。

一つは、6月議会でも問題にしましたね。この猛暑に対しての、今、エアコンがない、エアコンが使えないということは大きな問題だと思うんですけどね。なかなか前向きの答弁が今までなかったんですよ。

今回は、私が通告書に書いているように、国東でも中津でも日田でもね、9月議会に補正予算を出して、エアコン設置にですね、それぞれ補助金を出すことになったんですよ。

だから豊後高田でもね、やっぱり財政力が豊かというのならば、本当に今の自分の年金ではエアコン設置ができない家庭については、何らかの助成制度をつくってね、やっぱり市民の健康を守るということは鍵じゃないかと思うんですけど、それはどうなんですか、市長。

○議長（北崎安行君） 社会福祉課長、田染定利君。

○市参事兼社会福祉課長（田染定利君） それでは、猛暑対策としてのエアコン購入に対する助成制度の創設についてのご質問にお答えをさせていただきます。

これまでの一般質問の際にも、ご答弁を申し上げてまいりましたとおり、様々な観点から検討いたしました結果、熱中症などの発生原因としては、エアコンなどの設置はされているものの、適切な利用がなされていないことが多いと考えられることから、引き続き、室内におけるエアコンの効果的な利用方法などの啓発は重要であると考えております。

また、エアコンなどの冷房設備の普及率が大変高い現状において、個人の耐久消費財購入費への助成については、公平性の観点からも慎重に検討すべきであることから、購入費や設置費の助成といった踏み込んだ施策までは現在のところ考えておりません。

今後も様々な場面において、エアコンの適切で効果的な利用について周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） エアコンはね、私の調査によりますとね、国東は10万円、日田は9万円、中津は7万円、今度の議会で議決をしたらですね、早速事業が始まります。やっぱり、いろいろね理由をつけてやらない、やらない、やらないじゃないでね、市民の本当に困っている人たちの立場に立つというのが執行部の仕事、私たち市議会議員の仕事だと私は思っていますけどね。

引き続き、検討することを求めています。

次に行きます。

次は、4番目の生活保護の減額違法問題についてであります。

これはですね、生活保護費の基準額を国が2013年から3年連続で生活保護基準額を大幅に引き下げたことで、全国で1,027名の方が生活保護費の引下げを——これは違法なんだから取り下げよと、取り消せということで裁判を起こしましてね、6月27日には最高裁が、厚生大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱またはその濫用があって、生活保護法第3条、第8条の2項に違反をしていると、違反をしているということを認めて、2013年から3年間にわたる生活保護費の引下げを取り消すとなったんですよ。引下げを決定したことを取り消すという判決をやったんですね。

このことによってね、まだ、いまだに国のほうは原告に対しても謝罪もしてないし、その引下げ分を遡及をするということもまだ明言してないんですよ。今、審査会で3回会議が開かれておりますけどね。

これによって、これは原告だけの問題じゃないんですよ。引き下げられた生活保護利用者の大きな被害を受けていますから、これはね、やっぱり市長のほうから国に対して、原告に対する謝罪をやれと、引下げが違法行為ということがはっきりしたんだから、遡及をするということを国に働きかけるべきだと思うんですが、働きかけるか、働きかけないかだけでいいです、答弁は。

○議長（北崎安行君） 社会福祉課長、田染定利君。

○市参事兼社会福祉課長（田染定利君） それでは、生活保護基準の引下げを違法とした最高裁判決に伴う遡及支給についてのご質問にお答えをいたします。

先ほどご質問の中で、最高裁の判決についてはご説明ございましたので、（○16番（大石忠昭君） 働きかけるか、どうかだけです）はい、省略をさせていただきます。

現在、国はこの判決を受け、その趣旨及び内容を踏まえた対応の在り方についての検討を行うため、社会保障審議会生活保護基準部会の下に、当該判決の対応に関する専門委員会を設置し、これまで3回の委員会が開催されたと伺っております。

市といたしましては、生活保護は国の法定受託事務であることから、今後、発出されるであろう当該専門委員会の検討結果を踏まえた通知などを基づき、適正に対処してまいりたいと考えておりますので、特別な国への働きかけは考えておりません。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 国に働きかけることは、お金がかかる問題じゃないんですよ。本当にね、やっぱり生活困窮者を守るために国に対して物を言ってますね、これによってですね、豊後高田市の生活保護利用者についても遡及分をね、直ちに支給するという態度を取るべきだと思います。強く要求させていただきます。

次に行きます。

次は、公共施設の充実についてであります。

これはですね、どうして取り上げることになったかと。市長が、夷谷の遊歩道や展望所などのことでね、課長から15億円の事業ということで、私がみんなの高田でお知らせしたところが、この問題でですね、相当の方から意見があったんですよ。15億円かけて、夷に公共施設を造るんならね、今急ぐのは、この2つじゃないかと、この2つの人が1人、2人じゃないんじゃ。出てきたんですよ。やっております。

それで、一つの問題は、高田の——第一にね、避難所としても使えるような何らかの公共施設がいるんじゃないかと。佐々木市長に代わりまして、子ども議会がありましてね、子ども議会の冒頭から訴えられたのが、もう本当に高田には大型の体育館が、総合的な体育館がないから体育館を造ってくれという要望が、2人から出ましたわね。

そういうことも含めてね、私は何をしようということを決めつけて言ってるんじゃないんですよ。今度、公共施設を造るったら、高田側の避難所としても使える集会的なもの、できたら、そりゃあ、のど自慢大会もできる、あらゆるいろんなイベントができるようなね、総合体育館が一番いいと思いますけれども、私は何をやれと決めつけてはないんや。

そういうことを皆さんの意見を聞いて、何らかの公共施設を造ることを検討する余地があるんじゃないかと、今から検討委員会をつくって検討すべきじゃないかというのが一つ。

2つ目はですね、軽い負担で入所できるような養護老人ホームが、今、六郷園がありますけど、定数が50でいっぱいだからね、これもうちちょっと広げてね、本当に安い負担で、いよいよ自分のとこの家では暮らせない人は入所できる体制をつくってもらいたい。

検討することができないかが質問です。市長、ど

うでしょうか。

○議長（北崎安行君） 教育総務課長、植田克己君。

○市参事兼教育総務課長兼地域総務一課長（植田克己君） それでは、公共施設の拡充についてのうち、避難所として活用できる集会所、体育館などの建設計画についてのご質問にお答えします。

現時点では、新しい施設の整備など具体的な建設計画はございませんが、今後、そういった計画を策定する場合においては、避難所などの防災上の視点などを踏まえて、総合的に考えていかなければならないと思っております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 社会福祉課長、田染定利君。

○市参事兼社会福祉課長（田染定利君） それでは、養護老人ホームなどの拡充についてのご質問にお答えをさせていただきます。

現在、市内の養護老人ホームといたしましては、平成23年に民間に移譲いたしました六郷園がございます。この施設は、定員が50名で、対市内の高齢者人口比では0.59%と、近隣市町村と比較しても2倍ほどの高い充足率となっております。

加えて、香々地地区には、養護老人ホームに準ずる施設として、定員25名の生活支援ハウス香寿荘もあることから、自宅生活が難しい入所希望者が、長期間の待機待ちとなりましたり、入所ができないなどの状況にはないものと考えております。

また、入所に伴う費用負担についても、それぞれの利用者の収入に応じた階層区分により利用者負担金を設定しており、一番低い方では利用者負担はございません。

なお、この利用者負担基準額は、平成18年に国が示したもので、その後、値上げなどの見直しも行っておりませんので、収入の少ない方でも利用しやすい仕組みとなっております。

以上のことから、現時点では、施設の新設や定員枠の増といった拡充については考えておりませんので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） あと3点、必ず答弁を求めたいので、簡潔にお願いします。

障がい者の支援金についてなんです。

これは、豊後高田市では障害者年金制度の条例を設けてですね、安い人で年間3,000円、高い人で9,000円の年金という形で支給されておりますが、これも、

ある方からですね、電話があつて、1年間にうちの家内がこういう状況でもらっているけど、これではもう、申請してもらってもね、あまりにも低いんじゃないかということで、私も全県的に調査しておりますから分かっております。

ですけどね、確かにこれ低いですわね。いつからこれきたんかという、私調べたんですよ。水之江市長時代に、私がこれを取り上げたんです。佐々木徳義市長、今の市長のお父さんの時代にね、条例を提案をして、その翌年から実施をしましたね。この額については、その時と変わってないようですね。その辺、調べておりますか。

だからね、五十何年たってもこういう状況なんです。何とかね、やっぱりこれを引き上げてくれというのは当然の要求だと思いますが、引き上げる意思がないかどうかお尋ねいたします。

○議長（北崎安行君） 社会福祉課長、田染定利君。

○市参事兼社会福祉課長（田染定利君） それでは、障がい者支援金の引上げ、拡充についてのご質問にお答えをさせていただきます。

市独自の障害支援金制度といたしましては、障害年金を受給されていない身体障害者手帳などをお持ちの方を対象として支給しております心身障害者福祉手当がございまして、令和6年度の実績で申し上げますと、支給対象者850名に対し、支給総額は410万8,750円となっております。

なお、同様の制度については、県内で実施する自治体は減少傾向にあり、本市を含め、9団体のみでの実施となっております。

また、対象要件についても、市民税非課税の方のみの対象としていたり、18歳未満の方には支給しないなどの条件を付している団体も多いと伺っております。

しかし、本市では、そうした所得や年齢による支給制限は設けておらず、加算措置として18歳未満の方には、手当を上乗せしておる制度内容は、県内でも上位に位置づけられるものと考えております。

また、令和2年4月からは、障がい者の方のさらなる福祉の増進を図るため、それまで対象外とされておりました精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている方についても新たに支給対象とするなど、制度の拡充を図ったところであり、現在のところ、新たな制度の拡充については考えておりません。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今の答弁のようにね、新たな制度の拡充は考えてないということなんですけど、来年度に向けてですね、まだ時間がありますので、市長、検討することを求めています。

次に行きます。

次は、防火水槽、あと、訪問介護についてやるんですけども、一つ一つ行きますんでね、ストップウォッチで測ってるんで、5分ずつで終わりますから。いいですか。

防火水槽についてですね、ある香々地の方から要請があって、私は調べてみましたが、長小野にある防火水槽がね、測ってみましたら、下から43センチしか今、水がたまっていない、干割れが入ってね、漏れるということで、聞いてみたら、10年ぐらい前からこうなるとるんだということでね、普通、常識的に防火用水というのはね、そんな水がたまらんような防火用水槽というのは価値がないですね。

本当はもう何でそんなことになったか、どこに問題があるかということになってね、直ちに解決しなければならぬのに、何で10年間も放置をしておるのかということにびっくりしているんですよ。

それですね、質問としては、こういう状況が地区から市のほうに情報が入っていると思うんですね。いつこのように漏水が始まったんだと、これは困っているんだということでね、記録を調べたら、いつ頃からこういう問題を市のほうは掌握しておったのか、それを何で今まで放置をしてきたのか、その辺は合点がいかないんですよ。

同じような問題があるんじゃないかということで、左側のタイトルで防火水槽と書いてある。長小野だけと書いてないんですよ。答弁を聞いてですね、ほかにも同じような状況があったら、これ教訓化してもらいたいということで、私、質問しておりますのでね、まず、長小野についてどういうことなのかね。直ちにこれは解決してもらいたいと思いますが、はっきりさせてください。

○議長（北崎安行君） 消防長、山田幸茂君。

○消防長（山田幸茂君） 防火水槽についてのご質問にお答えいたします。

議員ご案内の香々地長小野地区の防火水槽は、老朽化が著しく、壁面のモルタルが剥げ、クラックが入っており、漏水の修繕を過去には行っておりますが、現時点では漏水が止まっていない状況です。

当該防火水槽の消防水利の代替確保につきまして

は、当該防火水槽から近接している竹田川や周辺に防火水槽を3基設置していることから、当該地区の消防水利の確保は可能と判断しておりますので、当該防火水槽については、現在、消防水利として利用しておりません。

漏水時期の把握及びその後の対応につきましては、令和2年4月22日の状況調査時に、満水時より1メートル程度水位が下がっていることが確認され、令和6年4月21日の状況調査時には水位が50センチ以下となっており、さらに、令和7年7月7日の状況調査時においても同様の状況であり、七、八年前から水位の低下は見られていたと思われます。

現状では、当該防火水槽に補水しても漏水により貯水できない状況でありますし、場所の問題もありますので、維持するか移転するかについては、総合的に検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 私の一番聞きたいね、いつそういう状況が地元の方などからね、市のほうに連絡があって、あなた方はいつからこれを掌握しちゃったんかと。そういうように水漏れがあって、私が測ったんですよ、はっきり43センチしかないです、現在。

私がこれを問題にしたら、やっと、最近コンクリ打ちましたわね、コンクリはめ込んどるわね。はめ込んだということは、まだ防火用水槽で使おうということなんですよ。そのことが、ここで答弁できないような行政になつとるということが、今、私は問題だと思うんですよ。

資料の提出を求めましたら、漏水が問題になっている防火水槽が何か所あるかというたら、3か所っていったわけね。ここが1か所でしょ、あと2か所ちゅうのはどこどこなんですか。それもですね、やっぱり最近2件しか工事をやっていないちゅうわけでしょ。

来年度に向けて、あるいは再来年度に向けて、新たに新設をするとか、あるいは改良するとかいうような計画なのかね。私は防災問題が大事だから言っているんですよ。その辺、ここの長小野についても、今、何か検討しよと言うけどね、はっきり、どういう形で検討して、やるということをはっきりしてもらえませんか。一言でいいです。

○議長（北崎安行君） 消防長、山田幸茂君。

○消防長（山田幸茂君） 大石議員の再質問にお答

えいたします。

どのような検討をしているのかということと、ほかにどのようなところが漏水しているのかという点とお答えしたいと思います。

まず、最初の質問の3件ある防火水槽なんですけれども、議員ご案内の長小野の防火水槽、そして見目の長相の防火水槽、そして、真玉上黒土の防火水槽、3か所はですね、やっぱり漏水のほうで漏れているという状況でございます。

そして、2か所設置したということが、ご質問ありましたけれども、令和2年度にですね、青宇田地区の県道のパーキングエリアがありますけれども、あそこに1基設置しております。そして2基目はですね、野中医院の裏のところですね、防火水槽を設置しております。

最後の再質問になりますけれども、防火水槽をどのように検討しているのかということにつきましては、補助事業で防火水槽の整備を行っていきいたためですね、事後調整とか事務の都合等に応じてですね、防火水槽の移転とか、修繕するか移転するかについて、総合的に検討してまいってですね、それを基に防火水槽の新設等を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） では、あと3分ありますのでね、最後の質問ですけども、防火水槽については、何とか来年に向けて予算を組んで早期改修をするということを強く要望しておきます。

最後の訪問介護についてであります。もう長く申しませんが、ご承知のように、昨年4月から自民党、公明党の政権が、この報酬を3%減額したということからね、なかなか事業所の経営が困難である、職員も雇えないような状況も続いておまして、全国では1か所しかないような町村を加えましたらね、ゼロと1か所で384か所、4自治体があるような事態になっているでしょ。

介護保険を納めたけれども、さあ利用する時には、自分とこの町内には施設もないような状況になりますね。大分県を調べてみたら、竹田と国東ではね、市の独自でこの問題を解決するために支援を行っておりますね。時間がないので詳しく述べませんが、全部調べておりますが、それでね、国に対して、やっぱり元に戻せという要求と同時に、それまでは、市がやっぱり竹田市や国東に学んで、何らかの支援

を事業所にすると。

そうすると、そのホームヘルパーさんが遠くまで行った時の交通費の補助をしているところありますし、また、いろいろ職員がなかなか雇えないので、職員を雇うためにね、待遇改善の支援をするとかいろいろやっているようですけども、市長、何らかの形でこの訪問介護施設の経営を守る、働く人たちの暮らしを守る、権利を守るということでやってもらえませんか、市長の見解を求めます。

○議長（北崎安行君） 保険年金課長、佐々木真治君。

○保険年金課長（佐々木真治君） 訪問介護についてのご質問にお答えします。

ご質問の国への働きかけにつきましては、全国市長会を通じまして、令和6年度介護報酬改定において、訪問介護の基本報酬が減額され、事業撤退に追い込まれる事業者が急増していることから、地域の介護を支える中小規模の訪問介護事業所が安定してサービスを提供できるよう報酬改定の影響を十分に検証し、訪問介護サービスの実態に即した抜本的な見直しを行うなど、必要な措置を講じることにについて、国に要望しているところでございます。

また、介護報酬の引下げに係る本市独自の支援につきましては、介護報酬の設定は、介護保険法に基づく法制度の枠組みの中で、地域の実情を踏まえ、国の責任において対応すべきものと考えておりますことから、訪問介護事業所が持続して運営できる報酬水準になるように、引き続き、全国市長会を通じて国に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。（○16番（大石忠昭君） 終わります）

○議長（北崎安行君） 発言通告は残り1名であります。

引き続き、一般質問を続けます。

4番、毛利洋子君の発言を許します。

4番、毛利洋子君。

○4番（毛利洋子君） 私が最後の質問になりますので、よろしくお願いいたします。

議席番号4番、公明党の毛利洋子でございます。通告に基づき、一般質問を行います。

1点目、オーバードーズ（医薬品の過剰服薬）について伺います。

風邪薬等の市販薬を一度に過剰摂取をするオーバードーズが、中高生や若者の間で広がり、ストレスや不安から解放を求めて手を出す場合が多く、市

販薬が処方箋なしで、薬局やドラッグストアなどで気軽に購入することもでき、また、SNSなどの影響で市販薬の乱用が全国的に問題になっています。このことについて、学校現場ではどのように認識していますか。

また、学校現場の予防教育、生徒が悩みを相談できる体制などについて伺います。

○議長（北崎安行君） 学校教育課長、上家誠夫君。

○学校教育課長（上家誠夫君） それでは、毛利議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目のご質問、オーバードーズの学校現場での認識についてですが、毛利議員ご案内のとおり、身体に重大な被害を及ぼすオーバードーズが、10代、20代を中心に全国的に急増していることは、教育委員会及び学校現場としても大きな社会問題であると認識しております。

このような現状、認識から、2点目のご質問の学校現場での予防教育と生徒からの相談体制などについてですが、全小中学校におきましては、薬物乱用の防止や医薬品の正しい使い方など、児童生徒が生涯にわたって健康に過ごすための土台となる教育を児童生徒の発達段階に応じて行っています。

さらに、中学校では年に1回、学校薬剤師や警察署の方に講師をお願いし、薬物乱用教室も実施しています。

そのほかにも、全小中学校において、不安や悩みなどへの対処の仕方やSOSを発信する力を高める教育、自他を尊重する人権教育の充実にも努めております。併せて、悩みや困難を抱える児童生徒を早期に把握するために、毎日の健康観察や定期的なアンケート、個人面談等も行っています。

また、この問題につきましては、保護者との連携がとても重要であることから、学校では保護者との日頃からの信頼関係づくり、協力体制づくりに努めるとともに、家庭では子どもとの肯定的な会話を増やす取組や健康な生活について見直す取組など、保護者と学校が連携した取組を行っております。

今後も、児童生徒が健康で豊かな生活が送れるように、児童生徒の思いに寄り添った取組を家庭や関係機関、専門スタッフと連携して進めてまいります。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 4番、毛利洋子君。

○4番（毛利洋子君） ありがとうございます。

今回、若者の過剰摂取、オーバードーズの実態と対応について、真摯な答弁をいただきました。

この問題は薬の問題ではなく、心の問題だと思います。若者の心の叫びであり、孤立や不安の現れでもあります。早期発見・早期支援の体制も十分にいただいております。ほっとしております。私たち大人ができることは、正しい知識を伝えること、また、相談できる場をつくること、若者の声に耳を傾けることです。

本市が若者にとって安心して生活ができる町であり続けるよう、家族、学校、地域全体で支え合い、学校関係の皆さんには、本当に頑張っていただいております。引き続き、よろしく願いいたしまして、次の質問に移ります。

予防医療の推進について、2点伺います。

予防医療は、生活習慣の改善などを通じて、病気の発症を予防するほか、健康診断により病気の早期発見・治療を促し、重症化を防ぎます。

健康寿命を延ばし、生活の質の向上につながることを期待され、予防医療を推進する意義は大きく、一方、高齢化に伴う社会保障費の増大により、国民の負担感も高まっています。予防医療によって健康な人を増やすことで医療費を削減し、保険料を抑制することができます。

国民健康保険並びに後期高齢者医療保険の特定健診、本市の受診率、県平均を含めた近年の傾向、また、特定保健指導で検査結果が悪かった人へのフォローアップ体制はどのようにされていますか、伺います。

○議長（北崎安行君） 毛利議員に申し上げます。抜けてます。

○4番（毛利洋子君） すみません。

2点目のRSウイルスワクチン任意接種の助成について伺います。

これまで、RSウイルス感染症を予防するワクチンはありませんでしたが、昨年から2種類のワクチンが国内で認証されています。

飛沫や接触で広がるRSウイルスは、赤ちゃんが罹患すると肺炎など重症化しやすいことが小児科医の間ではよく知られていますが、高齢者に感染した場合もリスクが大きく、空気が乾燥してウイルスが広がりやすくなる秋・冬に注意が必要と言われています。

妊娠24週から36週の妊婦へ接種することで、乳児への予防効果が期待でき、赤ちゃんと高齢者の命を守る上でワクチンの接種が有効と言われております。接種に2万円から3万円の高額のため、補助金制度

を設けている自治体もあります。ぜひ、本市も助成の検討をお願いしたいと思い、要望いたします。

○議長（北崎安行君） 保険年金課長、佐々木真治君。

○保険年金課長（佐々木真治君） 予防医療の推進についてのご質問のうち、特定健診の受診率等についてのご質問にお答えします。

ご案内のとおり、特定健診は、高血圧症や脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病を早期に発見して、脳血管症や心疾患などの重篤な疾病の予防につなげることを目的として、保険者が行う健康診査でございます。

本市では、40歳から74歳までのこの特定健診を始めとして、19歳から39歳までのU40健診、75歳以上の後期高齢者健診など、各年齢に応じて各種の健康診査を行っており、病気の早期発見・早期治療につなげているところでございます。

言うまでもなく、病気の発見が遅れ、重症化してしまいますと、ご自身が大変苦しい闘病生活を強いられることになってしまうだけでなく、多くの医療費もかかることとなり、まさに肉体的にも経済的にも大きな負担を負うこととなってしまいます。

そのためにも、健康診査はご自分のお体の状態をチェックできる大切な機会でございますので、市民の皆様方におかれましては、1年に一度はぜひとも健康診査を受けていただきますようお願いいたします。

ご質問のありました本市における特定健診の受診率の状況でございますが、令和5年度法定報告の確定値で申し上げますと、国民健康保険の受診率は、大分県平均の39.5%に対しまして、本市は43.8%、また、後期高齢者医療保険の受診率は、県平均の26.31%に対しまして、本市は29.02%と、いずれも県平均を上回っている状況でございます。

また、国民健康保険における受診率の近年の動向を見ますと、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響によりまして、令和2年度には39.6%まで落ち込みましたけども、令和3年度以降は増加傾向となっております。ここ数年は43%台まで回復して推移をしているところでございます。

次に、国民健康保険での特定保健指導の取組についてでございますが、特定健診の健診結果が基準値を超える方につきましては、保健師や管理栄養士などが訪問や個別面談等を行い、生活習慣の改善等についての保健指導を継続的に行っております。

また、必要に応じて医療機関への受診につなげるなどのフォローアップを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 健康推進課長、近藤直樹君。

○健康推進課長（近藤直樹君） それでは、予防医療の推進のうち、RSウイルスワクチンの任意接種の助成についてお答えします。

まず、RSウイルス感染症は、RSウイルスに感染することによって起きる急性の呼吸器感染症で、生後1歳までに半数以上が、2歳までにほぼ全ての子どもが感染すると言われております。軽い風邪のような症状から重い肺炎の症状まで、年齢を問わず、生涯にわたり何度もウイルスに感染して発病する感染症です。

このRSウイルス感染症の予防には、妊婦さんを対象としたものと60歳以上の方を対象とした2種類のワクチンがあり、妊婦さんに接種する母子免疫ワクチンは、胎盤を通じて抗体が胎児に移行し、生後6か月ごろまで、RSウイルス感染症を原因とする肺炎などを予防することができるとされております。

また、慢性呼吸器疾患などの基礎疾患を有する60歳以上の方を対象としたワクチンも、重症化を防ぐ有効な予防手段とされております。

接種を希望する場合は、妊婦さん、60歳以上の方、ともに副反応などの個人差もございますので、かかりつけ医の先生にご相談をされ、接種の判断をしていただくこととなります。

接種費用につきましては、予防接種法に定められた定期予防接種の対象ではなく、任意の予防接種となるため、全額自己負担が原則となります。

現在、厚生労働省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、RSウイルスワクチンの有効性や安全性、費用対効果など専門家による議論が進められ、定期予防接種化も検討されておりますので、国の方針や県内各市の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） しばらく休憩します。

午後0時28分 休憩

午後0時30分 再開

○議長（北崎安行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番、毛利洋子君。

○4番（毛利洋子君） それでは、1点再質問いた

します。

国民健康保険の1人当たりの医療費は、10年前と比較してはどうでしょうか。

○議長（北崎安行君） 保険年金課長、佐々木真治君。

○保険年金課長（佐々木真治君） ご質問の国民健康保険の被保険者1人当たりの医療費でございますけれども、10年前の平成26年度では41万3,370円でございますけれども、令和6年度では49万3,470円と、額では8万100円、率にして19.4%増加いたしております。

これは、少子高齢化の進行に加え、団塊の世代の影響により、医療費が高額となる傾向が高くなる被保険者の高齢化率が、令和6年度では50%と、10年前に比べて6.6ポイント増加しており、加えて、医療の高度化や診療報酬の見直しなどが増加した要因と考えられております。

今後も、1人当たり医療費につきましては、引き続き、高い状況で推移していくものと見られております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 4番、毛利洋子君。

○4番（毛利洋子君） ありがとうございます。

健診は、病気を見つけるだけではなく、何もなかったという安心を得るための大切な機会です。これから、受診の啓発・推進をお願いいたします。病気になってからではなく、なる前に備える予防医療は、私たち一人一人の命と暮らしを守るためです。

本日、健診受診率の向上や予防医療の充実、ワクチン接種など、具体的な取組をお聞きました。健診を受診すること、生活習慣、運動、栄養、睡眠を見直し、どうか予防医療を自分のこととして受け止めて、皆さんに受診をしていただきたいと願っております。

最後の質問をいたします。

軟骨伝導イヤホンの窓口設置についてお伺いします。

本市では、高齢化が進む中、軽度の聴覚に課題を抱える市民の方々が増加しております。窓口での会話が聞き取りづらく、筆談や繰り返しの対応が必要となる場面も多く、職員の負担や市民の不安につながっています。

軟骨伝導イヤホンは、耳の軟骨を振動させて音を伝える新しい技術であり、音漏れが少なく、小声でも聞こえることからプライバシー保護にも有効とさ

れ、全国の自治体で導入が進んでいます。

高齢者や軽度の難聴の方への配慮を目的とした窓口サービスです。市役所の窓口で気軽に使えるように、軟骨伝導イヤホンの設置についてお伺いします。

○議長（北崎安行君） 総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君） お答えします。

まず、現状の窓口等における高齢者への対応についてご説明させていただきます。

加齢等による聞こえに不安を感じている方の窓口等での相談におきましては、各担当課において、なるべくご負担とならないよう対応に努めているところです。

その事例を2つほどご紹介させていただこうと思います。

窓口での申請手続等で来庁者の多い市民課においては、音を集め、聞こえをサポートする機器を導入しております。携帯用の助聴器というものですが、そういったものの配置をして対応しているところであります。

これは、対応する職員の声を集音して、耳元でスピーカーとして音量を調節できるもので、こうやって使うんですけれども、職員の声が聞き取りにくい状況があれば、ご利用を促して手軽に活用できる機器となっております。

次に、2点目であります。

特に高齢者からの問合せが多い社会福祉課の電話対応におきましては、職員の声が聞きづらい電話先の高齢者のために、聞き取りやすい音声に変換させて伝えるというような機器を配置しており、そういった対応を行っております。

これらにより、窓口等で聞こえに不安を感じる方へのサポートに努めているところであります。

また、本定例会に、聴力機能の低下により日常生活の支障がある高齢者を支援できるよう、県内初となる補聴器購入に対する補助事業を計上させていただいており、本市では高齢者への優しいまちづくりの取組を進めているところであります。

現状の窓口等での対応におきまして、大きな支障が生じるような状況はないと各担当課から伺っておりますが、議員ご提案の軟骨伝導イヤホンにつきましても、高齢者等への配慮にあたり、有効な手法の一つというふうに思われますので、高齢者等からの相談が多い窓口職場において、その必要性やその他の有効な手法がないかなども含めて調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（北崎安行君） 4番、毛利洋子君。

○4番（毛利洋子君） いろんな対応をしていただいていると思いますが、ぜひ前向きに検討していただけたらと思います。

軟骨伝導イヤホンの導入は、軽度の聴覚に課題のある市民の方々にとって聞こえる安心を届ける施策です。誰もが安心して相談できる窓口環境は、本市の福祉の質をさらに高めていくことを期待しています。今後も、市民に寄り添った行政サービスの充実を求めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（北崎安行君） これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から9月25日まで休会し、各委員会において付託案件の審査をお願いいたします。

次の本会議は、9月26日午前10時に再開し、各委員長の報告を求め、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

なお、討論の通告は、9月24日午後5時までに提出願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時38分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 北 崎 安 行

豊後高田市議会議員 松 本 博 彰

豊後高田市議会議員 河 野 徳 久